

事務連絡
平成28年1月6日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

今般、特定接種登録申請書の入力、内容の確認に当たって必要な手引き及び登録申請に関するQ&Aを、別紙1「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」、別紙2「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」及び別紙3「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き」により定め、また、事業者からの登録申請の受付期限を始めとする登録のスケジュール及び内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している業種について、別紙4「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて」及び別紙5「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について」を作成しましたので、内容を御了知の上、管内の市町村及び特別区に別紙1から5までの周知を、また、管内の関係機関等に別紙1、2及び事業者からの登録申請の受付期間等の周知を図るようお願いいたします。

登録申請書の内容確認への御協力については、別途、当該業種の担当府省庁から依頼することを予定しておりますが、その場合において、登録申請を希望する事業者からの照会や、内容確認が必要な業種の登録申請があった場合には、それぞれ御対応いただくようお願いいたします。

なお、登録を希望する事業者からの登録申請、内容確認、疑義照会や、事業者の登録は、特定接種管理システム（概要は別紙6）によって行います。当該システムにアクセスするためのURLは以下の通りです。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin>

また、これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。